

平成 2 6 年 第 3 回 定 例 会 会 議 録

招 集 年 月 日	平成 2 6 年 9 月 5 日		
招 集 の 場 所	御 代 田 町 議 事 堂		
開 閉 会 日 時	開 会	平成 2 6 年 9 月 5 日	午前 1 0 時 0 0 分
	閉 会	平成 2 6 年 9 月 1 6 日	午前 1 1 時 1 0 分

第 4 日 目

開 議 ・ 散 会 の 日 時	開 議	平成 2 6 年 9 月 1 6 日	午前 1 0 時 0 0 分
	閉 会	平成 2 6 年 9 月 1 6 日	午前 1 1 時 1 0 分

出 席 及 び 欠 席 議 員 の 氏 名 、 席 次

議 席	氏 名	出 欠 席	議 席	氏 名	出 欠 席
1	池 田 る み	出 席	8	仁 科 英 一	出 席
2	井 田 理 恵	出 席	9	茂 木 勲	出 席
3	五 味 高 明	出 席	1 0	池 田 健 一 郎	出 席
4	徳 吉 正 博	出 席	1 1	内 堀 恵 人	出 席
5	奥 田 敏 治	出 席	1 2	市 村 千 恵 子	出 席
6	野 元 三 夫	出 席	1 3	古 越 弘	出 席
7	小 井 土 哲 雄	出 席	1 4	笹 沢 武	出 席

会議録署名議員	2番 井田理恵
	3番 五味高明

職務のため出席した事務局職員の職氏名

事務局 長	小山岳夫
係 長	古越光弘

説明のため出席した者の職氏名

町 長	茂木祐司		副 町 長	内堀豊彦
教 育 長	櫻井雄一		会 計 管 理 者	山本邦重
総 務 課 長	尾台清注		企 画 財 政 課 長	土屋和明
税 務 課 長	茂木康生		教 育 次 長	重田重嘉
町 民 課 長	荻原浩		保 健 福 祉 課 長	古畑洋子
産 業 経 済 課 長	飯塚守		建 設 水 道 課 長	大井政彦
消 防 課 長	土屋淳			
議 事 日 程	別紙			
議 長 の 諸 報 告	別紙			
会 議 事 件	別紙			
会 議 の 経 過	別紙			

第3回定例会会議録

平成26年 9月16日（火）

開 議 午前10時00分

○議長（笹沢 武君） これより、休会中の本会議を再開いたします。

場内、大変暑くなっておりますので、上着を脱ぐことを許可いたします。

ただいまの出席議員は14名、全員の出席であります。

理事者側でも、全員の出席であります。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりでございます。

これより、委員長報告を求めます。

去る9月5日の本会議において各常任委員会に付託となり、審議・審査いたしました議案について、日程に従いまして、各常任委員長から報告願います。

―――日程第1 議案第69号 御代田町福祉医療費給付金条例の

一部を改正する条例案について―――

○議長（笹沢 武君） 日程第1 議案第69号 御代田町福祉医療費給付金条例の一部を改正する条例案について、委員長の報告を求めます。

池田健一郎総務福祉文教常任委員長。

（総務福祉文教常任委員長 池田健一郎君 登壇）

○総務福祉文教常任委員長（池田健一郎君） 皆さん、改めまして、おはようございます。

平成26年9月16日

御代田町議会議長 笹沢 武様

総務福祉文教常任委員長 池田健一郎

委員会審査報告書

議案第69号 御代田町福祉医療費給付金条例の一部を改正する条例案について

本委員会は、上記議案について審査した結果、原案どおり可決すべきものと決し

ましたから、会議規則第77条の規定により報告いたします。

○議長（笹沢 武君） 以上で、総務福祉文教常任委員長からの報告を終わります。

ただいま総務福祉文教常任委員長から報告がありました議案第69号についてを議題といたします。

これより、委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第69号については、討論を省略し、直ちに採決に付したいと思います。

これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認め、討論を省略し、採決いたします。

委員長報告は、原案可決であります。

委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

挙手、全員であります。

よって、議案第69号御代田町福祉医療費給付金条例の一部を改正する条例案については、委員長報告のとおり決しました。

―――日程第2 議案第70号 平成25年度御代田町一般会計歳入歳出決算の

認定について―――

○議長(笹沢 武君) 日程第2 議案第70号 平成25年度御代田町一般会計歳入歳出決算の認定について、委員長の報告を求めます。

池田健一郎総務福祉文教常任委員長。

(総務福祉文教常任委員長 池田健一郎君 登壇)

○総務福祉文教常任委員長(池田健一郎君)

平成26年9月16日

御代田町議会議長 笹沢 武様

総務福祉文教常任委員長 池田健一郎

委員会審査報告書

議案第70号 平成25年度御代田町一般会計歳入歳出決算の認定について

本委員会は、上記議案について審査した結果、原案どおり可決すべきものと決定しましたから、会議規則第77条の規定により報告いたします。

○議長（笹沢 武君） ただいま総務福祉文教常任委員長から報告がありましたが、本案については、町民建設経済常任委員会にも付託してありますので、町民建設経済常任委員会の中で報告事項がありましたら、委員長から報告願います。

小井土哲雄町民建設経済常任委員長。

（町民建設経済常任委員長 小井土哲雄君 登壇）

○町民建設経済常任委員長（小井土哲雄君） なし。

○議長（笹沢 武君） 報告事項ないものと認めます。

以上で、各常任委員長からの報告を終わります。

ただいま各常任委員長から報告がありました議案第70号についてを議題といたします。

これより、委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第70号は、討論を省略し、直ちに採決に付したいと思います。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認め、討論を省略し、採決いたします。

委員長報告は、原案可決であります。

委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

挙手、全員であります。

よって、議案第70号 平成25年度御代田町一般会計歳入歳出決算の認定については、委員長報告のとおり決しました。

- ――― 日程第 3 議案第 7 1 号 平成 2 5 年度御代田町御代田財産区
特別会計歳入歳出決算の認定について―――
- ――― 日程第 4 議案第 7 2 号 平成 2 5 年度御代田町小沼地区財産管理
特別会計歳入歳出決算の認定について―――
- ――― 日程第 5 議案第 7 3 号 平成 2 5 年度御代田町国民健康保険事業勘定
特別会計歳入歳出決算の認定について―――
- ――― 日程第 6 議案第 7 4 号 平成 2 5 年度御代田町介護保険事業勘定
特別会計歳入歳出決算の認定について―――
- ――― 日程第 7 議案第 7 5 号 平成 2 5 年度御代田町後期高齢者医療
特別会計歳入歳出決算の認定について―――

○議長（笹沢 武君） 日程第 3 議案第 7 1 号 平成 2 5 年度御代田町御代田財産区特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第 4 議案第 7 2 号 平成 2 5 年度御代田町小沼地区財産管理特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第 5 議案第 7 3 号 平成 2 5 年度御代田町国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第 6 議案第 7 4 号 平成 2 5 年度御代田町介護保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第 7 議案第 7 5 号 平成 2 5 年度御代田町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長の報告を求めます。

池田健一郎総務福祉文教常任委員長。

（総務福祉文教常任委員長 池田健一郎君 登壇）

○総務福祉文教常任委員長（池田健一郎君）

平成 2 6 年 9 月 1 6 日

御代田町議会議長 笹沢 武様

総務福祉文教常任委員長 池田健一郎

委員会審査報告書

議案第 7 1 号 平成 2 5 年度御代田町御代田財産区特別会計歳入歳出決算の認定
について

議案第 7 2 号 平成 2 5 年度御代田町小沼地区財産管理特別会計歳入歳出決算の
認定について

議案第 7 3 号 平成 2 5 年度御代田町国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決
算の認定について

議案第 7 4 号 平成 2 5 年度御代田町介護保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第 7 5 号 平成 2 5 年度御代田町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

本委員会は、上記議案について審査した結果、原案どおり可決すべきものと決定しましたから、会議規則第 7 7 条の規定により報告します。

○議長（笹沢 武君） 以上で、総務福祉文教常任委員長からの報告を終わります。

ただいま総務福祉文教常任委員長から報告がありました議案第 7 1 号から議案第 7 5 号についてを一括議題といたします。

これより、委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第 7 1 号から議案第 7 5 号については、討論を省略し、直ちに一括して採決に付したいと思います。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認め、討論を省略し、一括して採決いたします。

委員長報告は、原案可決であります。

委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

挙手、全員であります。

よって、議案第 7 1 号 平成 2 5 年度御代田町御代田財産区特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第 7 2 号 平成 2 5 年度御代田町小沼地区財産管理特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第 7 3 号 平成 2 5 年度御代田町国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第 7 4 号 平成 2 5 年度御代田町介護保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第 7 5 号 平成 2 5 年度御代田町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定については、委員

長報告のとおり決しました。

- ―――日程第 8 議案第 7 6 号 平成 2 5 年度御代田町住宅新築資金等
貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について―――
- ―――日程第 9 議案第 7 7 号 平成 2 5 年度御代田町簡易水道事業
特別会計歳入歳出決算の認定について―――
- ―――日程第 1 0 議案第 7 8 号 平成 2 5 年度御代田町小沼地区簡易水道事業
特別会計歳入歳出決算の認定について―――
- ―――日程第 1 1 議案第 7 9 号 平成 2 5 年度御代田町公共下水道事業
特別会計歳入歳出決算の認定について―――
- ―――日程第 1 2 議案第 8 0 号 平成 2 5 年度御代田町農業集落排水事業
特別会計歳入歳出決算の認定について―――
- ―――日程第 1 3 議案第 8 1 号 平成 2 5 年度御代田町個別排水処理施設整備事業
特別会計歳入歳出決算の認定について―――

○議長（笹沢 武君） 日程第 8 議案第 7 6 号 平成 2 5 年度御代田町住宅新築資金等
貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第 9 議案第 7 7 号 平成
2 5 年度御代田町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第
1 0 議案第 7 8 号 平成 2 5 年度御代田町小沼地区簡易水道事業特別会計歳入歳
出決算の認定について、日程第 1 1 議案第 7 9 号 平成 2 5 年度御代田町公共下
水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第 1 2 議案第 8 0 号 平成
2 5 年度御代田町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第
1 3 議案第 8 1 号 平成 2 5 年度御代田町個別排水処理施設整備事業特別会計歳
入歳出決算の認定について、委員長の報告を求めます。

小井土哲雄町民建設経済常任委員長。

（町民建設経済常任委員長 小井土哲雄君 登壇）

○町民建設経済常任委員長（小井土哲雄君） 2 ページをお開きください。

平成 2 6 年 9 月 1 6 日

御代田町議会議長 笹沢 武様

町民建設経済常任委員長 小井土哲雄

委員会審査報告書

議案第 76 号 平成 25 年度御代田町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第 77 号 平成 25 年度御代田町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第 78 号 平成 25 年度御代田町小沼地区簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第 79 号 平成 25 年度御代田町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第 80 号 平成 25 年度御代田町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第 81 号 平成 25 年度御代田町個別排水処理施設整備事業特別会計歳入歳出決算の認定について

本委員会は、上記議案について審査した結果、原案どおり可決すべきものと決定しましたから、会議規則第 77 条の規定により報告いたします。

○議長（笹沢 武君） 以上で、町民建設経済常任委員長からの報告を終わります。

ただいま、町民建設経済常任委員長から報告がありました議案第 76 号から議案第 81 号についてを一括議題といたします。

これより、委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第 76 号から議案第 81 号については、討論を省略し、直ちに一括して採決に付したいと思っております。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認め、討論を省略し、一括して採決いたします。

委員長報告は、原案可決であります。

委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

挙手、全員であります。

よって、議案第76号 平成25年度御代田町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第77号 平成25年度御代田町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第78号 平成25年度御代田町小沼地区簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第79号 平成25年度御代田町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第80号 平成25年度御代田町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第81号 平成25年度御代田町個別排水処理施設整備事業特別会計歳入歳出決算の認定については、委員長報告のとおり決しました。

―――日程第14 議案第82号 平成26年度御代田町一般会計

補正予算案（第4号）について―――

○議長（笹沢 武君） 日程第14 議案第82号 平成26年度御代田町一般会計補正予算案（第4号）について、委員長の報告を求めます。

池田健一郎総務福祉文教常任委員長。

（総務福祉文教常任委員長 池田健一郎君 登壇）

○総務福祉文教常任委員長（池田健一郎君） 報告します。

平成26年9月16日

御代田町議会議長 笹沢 武様

総務福祉文教常任委員長 池田健一郎

委員会審査報告書

議案第82号 平成26年度御代田町一般会計補正予算案（第4号）について
（総務福祉文教常任委員会付託分）

本委員会は、上記議案について審査した結果、原案どおり可決すべきものと決定しましたから、会議規則第77条の規定により報告いたします。

○議長（笹沢 武君） ただいま総務福祉文教常任委員長から報告がありましたが、本案については、町民建設経済常任委員会にも付託してありますので、町民建設経済常任委員会の中で、報告がありましたら、委員長から報告願います。

小井土哲雄町民建設経済常任委員長。

○町民建設経済常任委員長（小井土哲雄君） なし。

○議長（笹沢 武君） 報告事項ないものと認めます。

以上で、各常任委員長からの報告を終わります。

ただいま各常任委員長から報告がありました議案第 8 2 号についてを議題といたします。

これより、委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第 8 2 号は、討論を省略し、直ちに採決に付したいと思います。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認め、討論を省略し、採決いたします。

委員長報告は、原案可決であります。

委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

挙手、全員であります。

よって、議案第 8 2 号 平成 2 6 年度御代田町一般会計補正予算案（第 4 号）については、委員長報告のとおり決しました。

――― 日程第 1 5 議案第 8 3 号 平成 2 6 年度御代田町御代田財産区
特別会計補正予算案（第 1 号）について―――

――― 日程第 1 6 議案第 8 4 号 平成 2 6 年度御代田町小沼地区財産管理
特別会計補正予算案（第 2 号）について―――

――― 日程第 1 7 議案第 8 5 号 平成 2 6 年度御代田町国民健康保険事業勘定
特別会計補正予算案（第 1 号）について―――

――― 日程第 1 8 議案第 8 6 号 平成 2 6 年度御代田町介護保険事業勘定
特別会計補正予算案（第 2 号）について―――

○議長（笹沢 武君） 日程第 1 5 議案第 8 3 号 平成 2 6 年度御代田町御代田財産区

特別会計補正予算案（第1号）について、日程第16 議案第84号 平成26年度御代田町小沼地区財産管理特別会計補正予算案（第2号）について、日程第17 議案第85号 平成26年度御代田町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算案（第1号）について、日程第18 議案第86号 平成26年度御代田町介護保険事業勘定特別会計補正予算案（第2号）について、委員長の報告を求めます。

池田健一郎総務福祉文教常任委員長。

（総務福祉文教常任委員長 池田健一郎君 登壇）

○総務福祉文教常任委員長（池田健一郎君） 報告します。

平成26年9月16日

御代田町議会議長 笹沢 武様

総務福祉文教常任委員長 池田健一郎

委員会審査報告書

議案第83号 平成26年度御代田町御代田財産区特別会計補正予算案（第1号）
について

議案第84号 平成26年度御代田町小沼地区財産管理特別会計補正予算案（第2号）について

議案第85号 平成26年度御代田町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算案（第1号）について

議案第86号 平成26年度御代田町介護保険事業勘定特別会計補正予算案（第2号）について

本委員会は、上記議案について審査した結果、原案どおり可決すべきものと決定しましたから、会議規則第77条の規定により報告します。

○議長（笹沢 武君） 以上で、総務福祉文教常任委員長からの報告終わります。

ただいま総務福祉文教常任委員長から報告がありました議案第83号から議案第86号についてを一括議題といたします。

これより、委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を求めます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第 83 号から議案第 86 号については、討論を省略し、直ちに一括して採決に付したいと思えます。

これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認め、討論を省略し、一括して採決いたします。

委員長報告は、原案可決であります。

委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

挙手、全員であります。

よって、議案第 83 号 平成 26 年度御代田町御代田財産区特別会計補正予算案(第 1 号)について、議案第 84 号 平成 26 年度御代田町小沼地区財産管理特別会計補正予算案(第 2 号)について、議案第 85 号 平成 26 年度御代田町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算案(第 1 号)について、議案第 86 号 平成 26 年度御代田町介護保険事業勘定特別会計補正予算案(第 2 号)については、委員長報告のとおり決しました。

――― 日程第 19 議案第 87 号 平成 26 年度御代田町公共下水道事業

特別会計補正予算案(第 2 号)について―――

――― 日程第 20 議案第 88 号 平成 26 年度御代田町個別排水処理施設整備事業

特別会計補正予算案(第 1 号)について―――

○議長(笹沢 武君) 日程第 19 議案第 87 号 平成 26 年度御代田町公共下水道事業特別会計補正予算案(第 2 号)について、日程第 20 議案第 88 号 平成 26 年度御代田町個別排水処理施設整備事業特別会計補正予算案(第 1 号)について、委員長の報告を求めます。

小井土哲雄町民建設経済常任委員長。

(町民建設経済常任委員長 小井土哲雄君 登壇)

○町民建設経済常任委員長(小井土哲雄君)

平成 26 年 9 月 16 日

御代田町議会議長 笹沢 武様

委員会審査報告書。

議案第 87 号 平成 26 年度御代田町公共下水道事業特別会計補正予算案（第 2 号）について

議案第 88 号 平成 26 年度御代田町個別排水処理施設整備事業特別会計補正予算案（第 1 号）について

本委員会は、上記議案について審査した結果、原案どおり可決すべきものと決定しましたから、会議規則第 77 条の規定により報告いたします。

○議長（笹沢 武君） 以上で、町民建設経済常任委員長からの報告を終わります。

ただいま町民建設経済常任委員長から報告がありました議案第 87 号、議案第 88 号についてを一括議題といたします。

これより、委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第 87 号、議案第 88 号については、討論を省略し、直ちに一括して採決に付したいと思えます。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認め、討論を省略し、採決いたします。

委員長報告は、原案可決であります。

委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

挙手、全員であります。

よって、議案第 87 号 平成 26 年度御代田町公共下水道事業特別会計補正予算案（第 2 号）について、議案第 88 号 平成 26 年度御代田町個別排水処理施設整備事業特別会計補正予算案（第 1 号）については、委員長報告のとおり決しました。

――― 日程第 2 1 請願第 4 号 国に対し、消費税率 1 0 % への
増税中止を求める請願書―――

――― 日程第 2 2 請願第 5 号 集团的自衛権容認の閣議決定の
再考を求める意見書提出の請願―――

――― 日程第 2 3 陳情第 3 号 手話言語法（仮称）制定を求める意見書の
提出を求める陳情―――

○議長（笹沢 武君） 日程第 2 1 請願第 4 号 国に対し、消費税率 1 0 % への増税中
止を求める請願書について、日程第 2 2 請願第 5 号 集团的自衛権容認の閣議決
定の再考を求める意見書提出の請願について、日程第 2 3 陳情第 3 号 手話言語
法（仮称）制定を求める意見書の提出を求める陳情について、委員長の報告を求め
ます。

池田健一郎総務福祉文教常任委員長。

（総務福祉文教常任委員長 池田健一郎君 登壇）

○総務福祉文教常任委員長（池田健一郎君） 報告します。

請願・陳情審査報告書

1. 審査の結果

（1）採択とすべきもの

1. 件 名 請願第 4 号 国に対し、消費税率 1 0 % への増税中止を求める請願書
（9 月 5 日の議会において付託）

意見書を提出すべきである

2. 件 名 陳情第 3 号 手話言語法（仮称）制定を求める意見書の提出を求め
る陳情

（9 月 5 日の議会において付託）

意見書を提出すべきである。

（2）不採択とすべきもの

1. 件 名 請願第 5 号 集团的自衛権容認の閣議決定の再考を求める意見書提
出の請願

（9 月 5 日の議会において付託）

理 由 集团的自衛権の閣議決定は適当と思われるので、再考は必要
ないと考えるため。

本委員会においては、上記のとおり処理することを適当と認める旨決したので以上報告いたします。

平成26年9月16日

御代田町議会議長 笹沢 武様

総務福祉文教常任委員長 池田健一郎

○議長（笹沢 武君） ただいま、総務福祉文教常任委員長から報告のありました請願第4号を議題といたします。

これより、委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

請願第4号は、討論を省略し、直ちに採決に付したいと思います。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認め、討論を省略し、採決いたします。

委員長報告は、請願第4号については採択とのことであります。

委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

挙手、多数であります。

よって、請願第4号 国に対し、消費税率10%への増税中止を求める請願書については、委員長報告のとおり決しました。

続いて、請願第5号を議題といたします。

これより、委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

請願第5号は、討論を省略し、直ちに採決に付したいと思います。

これに御異議ございませんか。

(「異議あり」と呼ぶ者あり)

異議がありますので、討論を行います。

まず、委員長報告に対する反対者の発言を許します。

野元三夫議員。

○6番(野元三夫君) 議席番号6番、野元三夫です。

私は、今、報告のありました、総務福祉文教委員会報告に対して、反対の立場、上程中の請願を採択すべきとの立場で、紹介議員は、私と茂木 勲議員、2名であります。代表して反対討論を行います。

今議会に提出された、集団的自衛権容認の閣議決定の再考を求める意見書提出の請願は、町内有志により結成された御代田9条の会という、平和問題を考えるグループ、それと、あしたねの会という、子供たちの未来を考え子育てしやすいまちづくりを目指す、2つのグループ共同での請願提出の相談を受け、趣旨に賛同したので、茂木 勲議員と2名で紹介議員になりました。

この請願の大きな趣旨は、集団的自衛権に関してはさまざまな考え方があり、難しい問題であるが、歴代政府は、これまで「憲法上許されない」と指摘しており、歴史的経過や、憲法の精神及び条文に従っても、「解釈」で変更できるものではない。もし、政府が集団的自衛権の行使を必要と考えるのであれば、きちんと国民に納得のできる説明をし、憲法を改正して実施すべきであると訴えております。

この請願は、民主主義、法治国家における基本的なルール、国家は憲法に従い、国民は法律及び自治体条例に従ってこそ、秩序ある生活が送れるのではないかと語りかけ、集団的自衛権の行使に賛成、または反対の議員も基本的なルールを守るという1点では一致できるものではないでしょうか。

国が決めたことに、地方は口出しすべきではないという議論もあることは承知しておりますが、これは、民主主義で一番大切な発言の自由を自ら放棄してしまうのではないかと、私は考えております。

そして、この問題に対して、私たちの選んだ国会議員は、最高意思決定機関である立法府、国会において議決をしたのでしょうか。議決はされてはおりません。

昨年、政府は憲法96条の改憲を試みましたが、基本的な改憲ルールは変更すべ

きではないとの国民の声に断念をしております。

改憲派と言われている、慶應義塾大学教授の小林節氏も今回の閣議決定について、「裏口入学だ、憲法泥棒だ、余りに粗末にされ、軽んじられている憲法がかわいそうで仕方がない」と発言をされております。

ちなみに、閣議決定と拘束力という観点でいろいろ調べてみました。

大森政輔、元内閣法制局長官の次のような発言を見つけることができました。

今回、安倍政権が、閣議決定で成し得たことは、正面からの改憲を避けた卑怯者であること、また、現代の民主主義の基本中の基本である、統治者は憲法に従ってその権力を行使する、その事も理解できない無法者であることを自ら露呈させただけである。そして、その安倍政権の暴走を許すか否かも、結局は日本の普通の人々の肩にかかっていることなのだ。また、法律に反することを閣議決定で定めることができるのかというと、法律の規定を変えるためには、立法機関である国会の審議に基づいて法改正するという手続きを取らなくてはならない。閣議決定によって、直接、法律の規定を変える効力はない。

と述べられております。

話は変わりますが、先日の全員協議会において、内堀副町長が新庁舎建築問題の議題中、次のような発言をされました。

役場庁舎のような公共建築物は、今だけ利用するものではなく、これから30年、40年と利用するものである。で、あるならば、今、基金、貯金として貯めてあるお金で建設し、借金を残さないのも一つの考え方だが、将来、利用するであろう子や孫たちにも、応分の負担を求めるのが、町債、借金の考え方の一つではないだろうか。

このような趣旨だったと私は記憶しております。もし、間違いがありましたらお許しください。

この考え方を、集団的自衛権問題に当てはめると、今、近隣諸国との会話、会談等が少なく、不安が増しているからといって、会話、会談、交渉等に力を入れることなく、武力行使に道を開くという方法は、子や孫たちに平和を残すのではなく、不安や、もしかしたら戦争という負のお土産を残すものではないのでしょうか。

私個人としても、悲しいことではありますが、もし、子や孫が、病気や不慮の事故で亡くなったのならば、仕方がないと諦めることもできるでしょう。しかし、人

為的な戦争という状況で子や孫を失ったならば、悔やんでも悔やみ切れません。そして、子や孫に対して、顔向けが、私はできないと考えております。

また、この閣議決定は、歯どめがかかっており、よほどのことがない限り、戦闘行為になる可能性はないとの議論もあることは承知しております。その発言をされていらっしゃる方が、これから30年、40年と政治活動をされているのでしょうか。また、この世に生を残しているのでしょうか。疑問があります。

今、不安に思われる問題は、将来に対して責任を持ち、子や孫に禍根を残さないことが、私たちの務めだと、私は考えます。

議員諸氏におかれましては、「基本的なルールは守ってほしい」この1点をお汲み取りいただき、ぜひ、集団的自衛権容認の閣議決定の再考を求める意見書提出の請願を採択していただくことをお願いいたしまして、総務福祉文教委員会報告に対する反対討論といたします。

以上でございます。

○議長（笹沢 武君） 次に、委員長報告に対する賛成者の発言を許します。

池田るみ議員。

○1番（池田るみ君） 議席番号1番、池田るみです。

委員長報告に賛成の立場で討論いたします。

東アジア情勢が予断を許さない中、日本に向けてのたび重なる弾道ミサイルの発射や、領域をめぐる国家間のトラブル、たび重なる領海、領空侵犯や米国の力の低下など、日本を取り巻く安全保障環境が大きく変わり、厳しさが増し、急迫不正の事態がいつ起こるかわからなくなっております。

そのため、国民の命と平和な暮らしを守るために、今回の閣議決定は、自国防衛の場合に例外的に武力行使を認めた、憲法第9条の柱はそのまま堅持され、憲法第9条の枠内で自国を守るための自衛の措置の限界について解釈の見直しをしたものであります。

この閣議決定の前文の中に、憲法第9条のもとで許容される自衛の措置については、政府の憲法解釈のベースとなっている1972年の政府見解の基本的な論理は、憲法第9条のもとでは、今後とも維持されなければならないと明記されております。

そして、新3要件は1972年見解のこの論理をもとに、「1、我が国に対する武力攻撃が発生した場合のみならず、我が国と密接な関係にある他国に対する武力

攻撃が発生し、これにより、我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由および幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険がある場合。2、これを排除し、我が国の存立を全うし、国民を守るために他に適当な手段がない時。3、必要最小限度の実力を行使する。」と、あります。これによって、憲法上許される自衛権の発動は自国防衛に限られることが明記され、外国防衛、それ自体を目的とする集団的自衛権の行使はできないことも確認されております。

今回の決定で認められた憲法第9条のもとで許容される自衛の措置は、あくまでも国民の命と平和な暮らしを守るためであり、他国に武力攻撃が発生しただけでは、自衛権は発動できず、さらにその武力攻撃を放置したら、これにより我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由、幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険があるという要件を満たさなければ、自衛権は発動できません。

安倍総理も、衆院予算委員会で、自衛隊が武力攻撃を目的として、かつての湾岸戦争や、イラクでの戦闘に参加するようなことは、これからも決してないと断言されております。したがって、自衛隊の海外派遣は認められず、日本が海外で戦争をする国には決してなりません。

請願理由に、「日本が攻撃を受けていなくても他国への攻撃を武力で阻止する集団的自衛権の行使を容認する決定をしました。」とありますが、これは、無制限の集団的自衛権の行使についてであり、今回の閣議決定の内容からいって適切な文言ではありません。

また、「政府が集団的自衛権の行使を必要と考えるなら、きちっと国民に納得のできる説明をし、憲法を改正して実施すべきです。」とありますが、他国防衛のための集団的自衛権を導入するには、憲法改正が必要であります。今回の閣議決定は憲法第9条の理念を守り、自国を守るための自衛の措置である限定的な集団的自衛権の行使であることから、憲法を改正する必要はありません。

以上の理由から、集団的自衛権行使容認の閣議決定の再考は必要なく、この閣議決定をもとに、今後の法整備において揺るぎない日本の安全保障と憲法第9条の権利が両立するよう注視してまいりたいと考えることから、委員長報告の不採択に賛成いたします。

○議長（笹沢 武君） ほかに討論はありませんか。

市村千恵子議員。

○ 1 2 番（市村千恵子君） 議席番号 1 2 番、市村千恵子です。

請願第 5 号 集団的自衛権容認の閣議決定の再考を求める意見書提出の請願について、委員長報告は不採択とのことですが、この不採択に反対の立場から討論を行います。

安倍内閣は、7 月 1 日、国民多数の反対を押し切って、集団自衛権行使容認を柱とした解釈改憲の閣議決定を強行いたしました。

これまで歴代政府は、憲法第 9 条のもとに容認される自衛権の行使は、自国を防衛するために必要最小限の範囲にとどめるものとし、集団的自衛権の行使は日本に武力攻撃がなくても、密接な関係国とともに武力を行使することであり、自衛のための必要最小限度の範囲を超えるので、憲法上許されないとしてきました。

この閣議決定は、歴代政府の憲法解釈を 1 8 0° 転換するものであり、憲法第 9 条を形骸化するものであります。こうした解釈改憲を閣議決定で強行したやり方は立憲主義の乱暴な否定であります。

自衛隊が、同盟国の武力行使に賛成し、血を流すこともあるとの見解も示されています。自衛隊は発足後 6 0 年を経過しますが、この間、他国の人を 1 人も傷つけず、隊員の中からも 1 人の犠牲者も出してきませんでした。これは、憲法第 9 条のもと、海外で武力行使をしてはならないという憲法上の歯どめが働いたからにほかなりません。

閣議決定後の世論調査でも、7 月 1 日、2 日の共同通信の世論調査では、集団的自衛権をめぐる、行使容認の範囲が広がるおそれがあると、歯どめ策への懸念は 7 3 . 9 % にも上っており、今回 8 月 2 日、3 日に行われた共同通信の世論調査では、集団的自衛権行使容認の閣議決定に反対は、6 0 . 2 % と多数を占め、8 4 . 1 % が説明不足と見ているとの結果も出ています。

これから具体的な法整備がされる中、危惧している町民の皆さんを代弁する今回のこの請願を受けとめ、町議会として国に対してしっかりと意思表示をしていくべきと考えます。

県内の自治体においても、閣議決定以降、決定後も、それ以前も、さまざまな自治体から意見書が提出されております。

県下 7 7 市町村中、半数を超える 4 0 の自治体で、集団的自衛権行使容認する閣議決定への慎重審議や反対、また、閣議決定後においては、小川村、栄村、原村と

閣議決定撤回を求める意見書も提出されているところであります。

集团的自衛権行使の閣議決定は、安全保障政策において国のあり方、方向性が大きく変わる内容ですので、ぜひとも御代田町議会として、意見書が提出されますようお願い申し上げまして、反対討論といたします。

○議長（笹沢 武君） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

以上で討論を終結し、請願第5号を採決いたします。

委員長報告は、請願第5号については、不採択とのことであります。

請願第5号 集团的自衛権容認の閣議決定の再考を求める意見書提出の請願を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

請願を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立少数であります。

よって、請願第5号 集团的自衛権容認の閣議決定の再考を求める意見書提出の請願については、不採択とすることに決しました。

続いて、陳情第3号を議題といたします。

これより、委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

陳情第3号は、討論を省略し、直ちに採決に付したいと思います。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認め、討論を省略し、採決いたします。

委員長報告は、陳情第3号については、採択とのことであります。

委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

挙手、全員であります。

よって、陳情第3号 手話言語法（仮称）制定を求める意見書の提出を求める陳情については委員長報告のとおり決しました。

――― 日程第24 意見案第4号 消費税率10%増税の中止を求める

意見書について―――

○議長（笹沢 武君） 日程第24 意見案第4号 消費税率10%増税の中止を求める意見書についてを議題といたします。

意見案の朗読をいたします。

小山岳夫議会事務局長。

（議会事務局長 小山岳夫君 登壇）

○議会事務局長（小山岳夫君）

消費税率10%増税の中止を求める意見書（案）

本年4月より消費税率が8%となり、国民生活と景気に大激震を与えています。

ガソリン・燃料費の高騰、建設資材の大幅な値上げ、小麦粉などの食料品の相次ぐ値上げ、上がらない給料・賃金により国民のくらしや自営業者の営業は増々厳しさを増しています。

総務省が発表した5月の家計調査では、消費支出が前年同月比8.0%減り、減少幅は4月の4.6%から拡大、東日本大震災があった2011年3月のマイナス8.1%以来の落ち込みとなり、増税による深刻な影響は誰の眼にも明らかです。

それにもかかわらず政府は夏場に向けて経済対策を強め、その夏場の経済指標を踏まえて12月初旬にも来年10月からの消費税率10%増税を決定するとしています。

しかし、たとえアベノミクスによってマクロ的経済指標が上向くことがあっても、経済格差の広がりも顕著であり、中小企業・勤労者を土台とする国民経済は、一方での年金等社会保障削減の影響も受け、さらなる消費税増税は一層深刻な消費不況を招き、地域経済に計り知れない影響を与えることは必至です。それは全体として税収減を招き、財政再建にもまったく逆行します。

また4月増税にともなって危惧されていた中小企業の消費税転嫁は、厳しい競争の中でやはり困難であり、地域の雇用や経済を支えている中小企業は、売上減と消費税負担増によって塗炭の苦しみにあります。

これ以上の消費税増税は、地域の中小企業倒産、失業者増大など地域経済に壊滅的打撃を与えます。

以上のことから、政府に対し、消費税増税中止を求める意見書を提出するものです。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

長野県御代田町議会

提出先

内閣総理大臣 殿

衆議院議長 殿

参議院議長 殿

財務大臣 殿

○議長（笹沢 武君） 本案について趣旨説明を求めます。

池田健一郎総務福祉文教常任委員長。

（総務福祉文教常任委員長 池田健一郎君 登壇）

○総務福祉文教常任委員長（池田健一郎君） はい、説明をいたします。

消費税10%増税の中止を求める意見書（案）の趣旨説明を行います。

本年4月より消費税が8%となり、国民生活と景気に大激震を与えております。

ガソリン・燃料費の高騰、建設資材の大幅な値上げ、小麦粉などの食料品の相次ぐ値上げ、上がらない給料・賃金により国民のくらしや自営業の営業は増々厳しさを増しているにもかかわらず、政府は夏場に向けて経済対策を強め、その夏場の景気指標を踏まえて12月初旬にも来年10月から消費税の10%増税を決定することとしております。

これ以上の消費税増税は、地域の中小企業倒産、失業者増大などの地域経済に壊滅的打撃を与えることから本意見書を提出する次第であります。

委員各位の御賛同をよろしくお願い申し上げます、趣旨説明といたします。

○議長（笹沢 武君） 以上で、趣旨説明を終わります。

これより、意見案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

意見案第4号は、討論を省略し、直ちに採決に付したいと思ます。

これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしをと認め、討論を省略し、採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

挙手多数であります。

よって、意見案第4号 消費税率10%増税の中止を求める意見書については原案のとおり決しました。

―――日程第25 意見案第5号 「手話言語法(仮称)」の制定を求める

意見書案について―――

○議長(笹沢 武君) 日程第25 意見案第5号 「手話言語法(仮称)」の制定を求める意見書案についてを議題といたします。

意見案の朗読をいたします。

小山岳夫議会事務局長。

(議会事務局長 小山岳夫君 登壇)

○議会事務局長(小山岳夫君)

「手話言語法(仮称)」の制定を求める意見書(案)

手話とは、日本語を音声ではなく手や指、体などの動きや顔の表情を使う独自の語彙や文法体系をもつ言語です。手話を使うろう者にとって、聞こえる人たちの音声言語と同様に、大切な情報獲得とコミュニケーションの手段として大切に守られてきました。

しかしながら、ろう学校では手話は禁止され、社会では手話を使うことで差別されてきた長い歴史があります。

平成18年12月に採択された国連の「障害者の権利に関する条約」第2条において、「言語」とは、「音声言語及び手話その他の非音声言語を言う。」と定義され、手話が言語として国際的に認知されました。

また、障害者権利条約の批准に向けて日本政府は国内法の整備を進め、平成23年8月に改正された「障害者基本法」第3条では「全て障害者は、可能な限り、言語（手話を含む。）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保される」と定められました。

さらに、同法第22条では、国・地方公共団体に対して情報の利用におけるバリアフリー化を義務づけており、手話が音声言語と対等な言語であることを広く国民に広め、きこえない子どもが手話を身につけ、手話で学べ、自由に手話が使え、更には手話を言語として普及、研究することのできる環境整備に向けた法整備を国として実現することが求められています。

よって、政府と国会に下記事項を講ずるよう強く求めるものです。

記

手話が音声言語と対等な言語であることを広く国民に広め、きこえない子どもが手話を身につけ、手話で学べ、自由に手話が使え、更には手話を言語として普及、研究することのできる環境整備を目的とした「手話言語法（仮称）」を制定すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

長野県御代田町議会

提 出 先

衆議院議長 殿

参議院議長 殿

内閣総理大臣 殿

厚生労働大臣 殿

以上でございます。

○議長（笹沢 武君） 本案について、趣旨説明を求めます。

池田健一郎総務福祉文教常任委員長。

（総務福祉文教常任委員長 池田健一郎君 登壇）

○総務福祉文教常任委員長（池田健一郎君） 説明いたします。

手話言語法（仮称）の制定を求める意見書（案）の趣旨説明を行います。

手話とは、日本語を音声ではなく手や指、体などの動きや、顔の表情を使う独自の語彙や文法体系を持つ言語です。手話を使うろう者にとって、聞こえる人たちの

音声言語と同様に、大切な情報獲得とコミュニケーションの手段です。

手話が音声言語と対等な言葉であることを広く国民に広め、聞こえない子どもが手話を身につけ、手話で学べ、自由に手話が使え、さらには手話を言語として普及、研究することのできる整備環境に向けた法整備を国として実現することが必要であるため、本意見書を提出する次第です。

議員各位の御賛同をよろしくお願い申し上げます、趣旨説明といたします。

○議長（笹沢 武君） 以上で、趣旨説明を終わります。

これより、意見案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りします。

意見案第5号は、討論を省略し、直ちに採決に付したいと思います。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認め、討論を省略し、採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

挙手、全員であります。

よって、意見案第5号「手話言語法（仮称）」の制定を求める意見書案については、原案のとおり決しました。

―――日程第26 御代田町選挙管理委員会委員及び補充員の選挙―――

○議長（笹沢 武君） 日程26 御代田町選挙管理委員会委員及び補充員の選挙について。

これより、任期満了に伴う、御代田町選挙管理委員会委員及び補充員の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思っております。

これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は、指名推選で行うことに決しました。

お諮りいたします。

指名の方法については、議長において指名いたしたいと思います。

これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。

よって、議長が指名することに決しました。

事務局長をして朗読いたさせます。

小山岳夫事務局長。

(議会事務局長 小山岳夫君 登壇)

○議会事務局長(小山岳夫君) 選挙管理委員及び補充員の選挙について。

選挙管理委員及び補充員について次のとおり指名する。

まず、委員の氏名から申し上げます。

田中義信氏、それから、山岸孝一氏、村上普士氏、高山千之氏。

住所、生年月日については、記載のとおりでございます。

それから、補充員。

窪田雄一氏、市川 清氏、堀籠信行氏、林 民子氏。

住所、生年月日は、記載のとおりでございます。

任期につきましては、平成26年10月7日から平成30年10月6日まで、
4年間でございます。

補充員の備考欄に記載された数字は補充の順序でございます。

平成26年9月16日。

御代田町議会議長、笹沢 武。

○議長(笹沢 武君) お諮りいたします。

ただいま議長が指名いたしました諸君を地方自治法第118条第3項の規定により、御代田町選挙管理委員及び補充員の当選人に定めることに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました諸君は、御代田町選挙管理委員及び補充員に
当選されました。

以上をもちまして、本定例会に付議されました案件の審議は、全て終了いたしま
した。

これにて閉会にいたしたいと思えます。

これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。

――町長挨拶――

○議長(笹沢 武君) 閉会に先立ち、町長より挨拶を求めます。

茂木祐司町長。

(町長 茂木祐司君 登壇)

○町長(茂木祐司君) 9月定例議会の閉会に当たりまして、一言お礼を申し上げます。

議員の皆様には、12日間にわたり慎重に御審議をいただきまして、大変御苦労
さまでした。

本議会に提案いたしました全ての案件について御承認、御決定をいただきました
ことに心より感謝を申し上げます。

また、本議会の中で議員の皆様からいただきました貴重な御意見や御提案また御
批判に真摯に耳を傾けて、今後の行政運営に努めてまいりたいと考えております。

我々は、地方自治の本旨に基づいて町民の皆様と力を合わせて住みよいまちづく
りを進める責任を負っています。議員の皆様により一層の御協力をお願いする次第
であります。

いよいよ秋本番を迎え、実りの秋となりました。季節の変わり目であり、台風の
襲来を危惧するところではありますが、この地域が平穏であることを願うものであり
ます。

議員各位におかれましては、健康に十分御留意いただきまして、一層の御活躍を
いただきますよう御祈念を申し上げまして、閉会の挨拶とさせていただきます。

大変ありがとうございました。

――閉　　会――

○議長（笹沢　武君）　これにて、平成２６年第３回御代田町議会定例会を閉会といたします。

御協力ありがとうございました。

大変御苦労さまでした。

閉　会　午前１１時１０分